

年金をお受け取りのお客様に



ふれあい定期

スーパー定期1年ものの店頭表示金利に

年0.10% をプラスします。

お一人様 **1,000万円**までお預けいただけます。

ご利用いただける方

- 1 満60才以上で、当金庫に公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金のいずれか）の受給口座をご契約いただいている方
- 2 定期預金契約時に、年金受給資格を得て、当金庫に年金振込指定のご予約をされた方

店頭に、説明書をご用意しております。



取扱店	
電話	
担当者	

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金〈M型〉[単利型] 愛称：ふれあい定期						
2. 販売対象	・定期預金契約時において、年齢が満60歳以上で当金庫に公的年金の受取実績のある方 ・定期預金契約時において、年齢が満60歳以上で、当金庫に振込指定予約をされた方 ただし、「各給付裁定請求書の支払機関欄の金融機関の証明欄」に当金庫で証明し、日本年金機構等に年金請求手続きを行う方に限ります。 ・定期預金契約時において、年齢が満60歳以上で、当金庫で受取口座を開設し、他金融機関より年金受取口座を変更された方 ただし、「住所・支払機関変更届」の「金融機関の証明欄」に当金庫で証明し、日本年金機構等に年金変更手続きを行った方に限ります。						
3. 期 間	・定型方式…1年 ・自動継続の取扱いはできません。						
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上1,000万円以内 ただし、1人1,000万円を限度とします。 ・1円単位						
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。						
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.10%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算						
7. 税 金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。						
8. 手数料	—————						
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。						
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率で預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息と元本をお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>預 入 期 間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預 入 期 間	期限前解約利率	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
預 入 期 間	期限前解約利率						
6か月未満	解約日における普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。						
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-548-138)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。						
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預入は、年金受取口座のある店舗に限ります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に決済用預金を除く複数の口座がある場合には、それらの預金・積金を合算して元本1,000万円までとその利息および給付補てん金が保護されます。)						